日本語長期コース

＜インテンシブコース＞

日本で進学や就職をめざす方、日本の文化芸術を学ぶ方など、高度の日本語運用能力を習得したい方のための全日制日本語コースです。少人数クラス編成でコミュニケーションを重視した授業を通して「読む」「書く」「聞く」「話す」の四つの技能をバランスよく勉強します。中級と上級のレベルに「ビジネスクラス」と「文化芸術クラス」というクラスを設置し、京都という地域の特長を活かしながら、日本語を学びます。

入学資格　・外国で１２年以上の学校教育（日本の高等学校に相当する）課程を修了した１８歳以上の方
・上記と同等の学力があると当センターが認めた方

修業年限　２年／１年半 （６カ月単位の受講も可能です）

入学時期　４月／１０月 （年２期）

＊２年コースの入学は４月、修了は翌々年の３月です。
１年半コースの入学は１０月、修了は翌々年の３月です。

学　期　前期　４月　１日～９月３０日
後期　１０月　１日～３月３１日

日　程

前期	４月　３日（水）	入学式・オリエンテーション
	４月　４日（木）	授業開始
	７月　４日～８月１８日	夏期休暇
	８月１９日（月）	授業再開
	９月２７日（金）	授業終了
	９月２７日（金）	修了式
後期	１０月１１日（金）	入学式・オリエンテーション
	１０月１５日（火）	授業開始
	１２月２１日～１月８日	冬期休暇
（２０２０）	１月　９日（木）	授業再開
（２０２０）	３月１１日（水）	授業終了
（２０２０）	３月１２日（木）	修了式

＊前期、後期とも入学式・オリエンテーションは午前１１時からです。

授業曜日　月曜日～金曜日（週５日） 週２０レッスン

授業時間　午前： 午前９時００分～午後１２時３０分　（45 分×4）
午後： 午後１時１５分～午後　４時４５分　（45 分×4）

＊クラスによって時間帯が決められています。
午前、午後いずれかの時間帯を当センターより指定します。

定　員　１３０名（クラス定員：初級１３名・中級１８名・上級１３名）
選考方法　書類選考（及び面接）

クラス決定　プレースメントテスト及び面接

選考料及び学費

	本体価格	税込金額 (消費税率 8%)	税込金額 (消費税率１０%)	
選考料	２９，０００円	３１，３００円	３１，９００円	出願時に納入ください。
入学金	４８，０００円	５１，８００円	５２，８００円	入学時にのみ 必要です。
授業料	２８９，０００円	３１２，１００円	３１７，９００円	１学期（６ヶ月分）
教育充実費	１０，０００円	１０，８００円	１１，０００円	１学期（６ヶ月分）
クラス費用	５，０００円	５，４００円	５，５００円	１学期（６ヶ月分）
保険料	１０，０００円	１０，０００円	１０，０００円	１学期（６ヶ月分）

- 各学期開始時の消費税率の学費をお支払いください。
- 教育充実費とは課外活動、福利厚生、施設等のための費用です。
- クラス費用とは、初級クラスは京都の文化を学ぶための特別活動、中・上級クラスは各クラスの活動（見学やゲストスピーカー、体験等）のための費用です。すべてのクラスの方にお支払いただきます。
- 保険料とは、日本語教育振興協会が保険契約者となって運営する、東京海上日動火災保険株式会社の「日本語学校学生災害補償制度」の保険料です。基本的に「留学」の在留資格の学生のみ加入できます。その他のビザの方は、母国の海外旅行者用保険に必ず加入ください。
- 教科書代は 1 学期に 8,000 円程度必要です。

クーリングオフおよび中途解約について

詳細は別紙をご覧下さい。

選考日程

学期	募集区分	出願期間	結果通知	授業開始日
２０１９年度 前期生 （４月期生）	国外応募	２０１８年１０月　１日～ ２０１８年１１月２０日	書類受理 ２週間後	２０１９年４月４日
	国内応募	２０１８年１２月　３日～ ２０１９年　３月２０日		
２０１９年度 後期生 （１０月期生）	国外応募	２０１９年　４月　１日～ ２０１９年　５月２０日	書類受理 ２週間後	２０１９年１０月１５日
	国内応募	２０１９年　６月　３日～ ２０１９年　９月２０日		

・入国管理局規則により、日本国内で「短期滞在」から「留学」への在留資格変更はできません。
日本国内に滞在されていても、「短期滞在」の方は国外応募の手続きに従って出願してください。
・各学期とも定員になり次第締め切ります。

受　付

事務局の業務時間は月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までです。
なお、土曜日、日曜日、祝日と下記休業期間は事務取扱を休止します。

夏期休業期間	２０１９年　８月９日～２０１９年 ８月１８日
年末年始休業期間	２０１９年 １２月２８日～２０２０年 １月　７日

出願から入学までの手続き

国内応募（留学ビザが不要の方）

日本に居住し、「留学」への在留資格の変更を必要としない在留資格（「定住者」「日本人の配偶者等」「教授」「宗教」等）の方、またはワーキングホリデー（「特定活動」）で来日される方。

①所定の期日までに以下の出願書類を提出してください。書類受付時に書類の確認と面接を行います。なお、これら以外の書類（例 最終学歴校の卒業証明書、成績証明書）の提出をお願いする場合があります。

志願者に関する書類
- 入学願書
- 就学理由書（日本語または英語で記入してください）
- パスポート（記載のあるすべてのページの写し）
- 在留カードの写し
- 写真（４cm×３cm）計２枚

身元保証人に関する書類
- 身元保証書（当センター校長宛）

②出願書類受付後、１週間程度以内に選考を行います。選考に合格された方は、指定された期日までに入学金と授業料を納入してください。

③指定された日時にプレースメントテストを受けてください。

④オリエンテーションに出席し、学習上の諸注意、諸規則、事務手続き等についての説明を受けてください。

国外応募（留学ビザを申請される方）

①志願者本人が出願書類を郵送するか、志願者あるいは身元保証人が来校し、出願書類に選考料を添えて提出してください。出願書類に不足のある場合は受付できないことがあります。
＊出願書類を郵送された方には、後日、当センターから選考料納入等について詳細を連絡します。
＊身元保証人が出願書類を提出される場合は、身元確認のできる書類（免許証、パスポート、在留カード）をお持ちください。

②当センターは出願書類の確認（及び面接の）後、２週間程度以内に選考を行います。選考合格者については、大阪入国管理局京都出張所へ「在留資格認定証明書」交付申請を行います。入国管理局の審査に要する期間は約３カ月です。

③入国管理局の審査終了後、審査通過者に「在留資格認定証明書」が交付され、当センターに通知されます。１ 学期分の学費の入金確認後、「在留資格認定証明書」を本国に郵送します。

④志願者は有効なパスポートと「在留資格認定証明書」を在外日本公館へ提出し、「留学」の査証（ビザ）の発給を受けてください。なお、「在留資格認定証明書」の有効期間は発行日より３カ月です。有効期間内に来日できない場合はその効力が失われますので注意をしてください。

⑤志願者は各学期の授業開始日の１週間程度前に来日してください。来日する予定の日時がわかり次第、当センターに連絡をしてください。来日後、指定された日時にパスポートを持参し、プレースメントテストを受けてください。

⑥オリエンテーションに出席し、学習上の諸注意、諸規則、事務手続き等についての説明を受けてください。

＊査証（ビザ）あるいは在留資格について
査証（ビザ）は本来、入国（上陸）の許可そのものではなく、「入国の推薦状」のようなものです。「入国の推薦状」というのは、査証が付与された外国人の日本への入国、滞在が査証に記された条件下において適当であることを認めるだけのものだからです。査証を取得した後、日本に入国（上陸）した時点で決定されるのが「在留資格」と「在留期間」です。日本語学習を目的に滞在する方の在留資格を「留学」といいます。在留期間は６カ月、１年あるいは１年３カ月です。この在留期間は当該期間ごとに更新することができます。留学の在留資格で日本語教育機関に在籍できるのは最長で２年です（当センターの場合は４月期入学生のみ２年間在籍できます）。

出願に必要な書類（志願者に関するもの）

１　入学願書

- 中国および台湾、香港、韓国の方は漢字で氏名を書いてください。英国籍香港の方は漢字と英字の双方で氏名を記入してください。いずれの場合も姓-名の順に記入してください。
- 出生地欄は○○市まで記入してください。（例 ウィスコンシン州マジソン市）
- 職業欄は具体的に記入してください。（例 会社事務員、大学講師）
- 日本での住所欄は日本での居住予定地を記入し、未定の場合は〝未定〟と記入ください。
- 査証申請予定地欄は査証を申請する在外日本公館の所在地を記入してください。（例 香港）
- 入国後に日本語学習予定期間を延長すること、また、日本語習得後の予定を変更することは認められていませんので、これらの欄は慎重に検討の上、記入してください。

・学歴欄および職歴欄は、小学校入学時から現在にいたるまで、空白期間のないように記入してください。学校名称や勤務先名称、入学および卒業(入社/退社)年月日は証明書等により確認の上、正確に記入してください。
・職歴欄には教育機関在学中のアルバイト歴を記入しないでください。
・来日歴のある方はパスポートにより確認の上、すべてを正確に記入してください。
・日本語学習歴、使用した日本語教科書欄は詳細に記入してください。
・日本に親戚がいる場合は、日本在住の友人・知人欄に記入してください。
・身元保証人（９頁参照）と経費支弁者が同一人物の場合でも、それぞれの欄に省略することなく、志願者本人により記入してください。
・身元保証人、経費支弁者の職業（役職も記入してください）、勤務先、勤務先住所は正確に記入してください。また、電話番号、ＦＡＸ番号も省略することなく正確に記入してください。
・署名欄にはパスポートの署名欄と同じ署名をし、捺印をしてください。
・中国の方のメールアドレスは、日本との連絡が可能なものをご記入ください（@qq.com, @163.com 等はうまく連絡できないことがあります）。

２　最終学歴にあたる教育機関の卒業証明書（原本）

・外国において１２年以上の学校教育(日本の高等学校に相当する)課程を修了したことを証明する書類です。
・現在、大学等高等教育機関に在学している方は、高等学校の卒業証明書にあわせ、当該教育機関の在学証明書も提出してください。
・最終学歴を卒業予定の方は、卒業見込みであることを証明する文書（卒業見込み証明書等）を提出してください。その後卒業を証明する書類が発行されたら、速やかに提出ください。
＊中国籍（本土）の方は卒業証書の原本を提出してください。なお、大学４年本科を卒業された方は「学士学位証書」も提出してください。提出された証書原本は、入国管理局の審査終了後、速やかに返却します。
＊中国籍（本土）の方で、大学、大学院を卒業された方は、別紙を参考に、中国教育部の「学位与研究生教育発展中心」に学位の認証書の発行を依頼し、スクリーンショットを印刷したものを提出してください。

３　最終学歴にあたる教育機関の成績証明書（原本）

・全学年の成績が記載されているものを提出してください。
・現在、大学等高等教育機関に在学している方は、高等学校の成績証明書にあわせ、当該学年までの成績証明書も提出してください。
＊中国籍（本土）の方で、大学入学統一試験（「高等院校統一考試」）を受験された方は、その成績を提出してください。

４　就学理由および日本語習得後の予定

・志願者にとっての日本語学習の必要性について詳しく説明する書類です。これまでの学歴や職歴と日本留学がいかにして結びつくかを説明してください。また、現在までの日本語学習経験についても記載してください。
・日本語習得後の予定については、進学か帰国かを明らかにしてください。進学の場合は志望校名、志望学部を明記のうえ、志望する専攻科目とそれを日本で学習する必要性について詳しく説明してください。
・母国語で記載の上、正確な日本語訳を添付してください。

５　日本語能力証明書

・公益財団法人日本国際教育支援協会および独立行政法人国際交流基金が実施する「日本語能力試験」を受験された方は「合否結果通知書」と「日本語能力認定書」を提出してください。
・日本語能力試験あるいはそれに代わる日本語検定試験を受験されていない方は、これまでに日本語を学習した教育機関から日本語能力証明書（所定用紙）を発行してもらってください。その際、在籍期間、総授業時間数、使用したテキストについても記載してもらってください。なお、複数の教育機関での日本語学習経験がある方は最終の教育機関からのものを提出してください。

６　在職証明書（または離職証明書）

・職歴のある方は提出してください。勤務開始日、勤務期間、職務内容について記載されていることが必要です。また、勤務先の住所、電話、ＦＡＸ番号が明記されたものを提出してください。

７　写真（4cm×3cm）　5枚

・入学願書に貼付するもの以外に上記の枚数が必要です。
・出願前３ヶ月以内に撮影したカラー写真で、裏面に氏名、国籍を記入ください。
・修正を加えた写真は提出しないでください。

８　パスポートの写し

・記載のあるすべてのページの写しを提出してください。

９　健康診断書

・日本語あるいは英語で記載されたものを提出してください。

10 その他の書類

・基本となる書類は上記の通りですが、これら以外の書類の提出をお願いする場合があります。
＊本国の学校教育制度に照らし、変則的な就学をされている場合(飛び級をしている、小学校入学年齢が高いまたは低い等)は、その事情を説明する文書を当該教育機関より提出してください。

【注　意】

・日本語以外の言語で記載されている書類はすべて日本語訳を添付してください。なお、翻訳には翻訳者の氏名、所属先、所属先住所、捺印が必要です。
・１、４、５、９ は所定の用紙を使用してください。
・１、４ は志願者本人が直筆で記載し、捺印あるいは署名をしてください。
・原則として、各証明書は出願前３カ月以内に発行されたものに限ります。

出願に必要な書類（経費支弁者に関するもの）

１　経費支弁書

・志願者の経費支弁を引き受けられた経緯（志願者との関係）を具体的かつ詳細に記載してください。
・学費、生活費とも実際に負担される額を記載し、支弁方法の欄には、在留期間の更新の際に支弁事実を具体的に証明できる方法（送金、振込み等）について詳しく記載してください。

・経費支弁者が直筆で記載し、捺印あるいは署名をしてください。
＊１０頁「学生生活について」の「(4)在留期間の更新」をご参照ください。
＊審査の都合上、入国管理局が記載内容について電話確認をする場合もありますので、自宅の固定電話番号に加え、携帯電話番号も記入してください。
＊「経費の支弁」とは志願者が日本語教育機関を卒業するまでの期間、学費と生活費を合わせた相当額の金銭援助を行うことですから、常識的に考えて、親族あるいは相当の深い関係でなくては困難な行為です。

２　職業を証明する書類（下記 a.b.c.d のうちいずれか）

ａ 在職証明書
ｂ 登記簿謄本
ｃ 営業許可書の写し
ｄ 確定申告書の控えの写し（税務署の受付印があり、屋号、経営者名のあるもの）および取引証明書
＊会社員の方は在職証明書、会社代表あるいは役員の方は登記簿謄本、自営業等の方は営業許可書の写しを提出してください。営業許可書の写しを提出できない場合には確定申告書の控えの写しと取引証明書の写しを提出して下さい。
＊在職証明書には、勤務先の住所、電話、ＦＡＸ番号を明記してください。
＊中国籍（本土）の方で、在職の証明として営業許可書（「営業執照」）を提出される場合は、公正証書にして提出してください。

３　年間所得を証明する書類

・公的機関の発行する所得証明書あるいは年間所得額の記載のある課税証明書等

４　預金残高証明書

・経費支弁者本人名義のものに限ります。
＊中国籍（本土）の方の場合は、預金残高証明書（存款証明書）と存単証明書の写しの提出が必要です。

５　志願者との関係を証明する書類

・経費支弁者と志願者が親族関係にあるときは戸籍謄本、住民登録証明書、出生証明書等でその関係を立証してください。
・経費支弁者と志願者が親族関係にないときはその関係を具体的かつ詳細に証明する書類（複数）を提出してください。どのような書類が必要かはお問い合わせください。
＊中国籍（本土）の方の場合は「親族関係公証書」を提出してください。

６　その他の書類

・基本となる書類は上記の通りですが、経費支弁者が日本に居住している場合は、これら以外の書類（例　同一世帯全員の住民票）の提出をお願いする場合があります。

【注　意】

・日本語以外の言語で記載されている書類はすべて日本語訳を添付してください。
なお、翻訳には翻訳者の氏名、所属先、所属先住所、捺印が必要です。
・１の経費支弁書は所定用紙を使用してください。
・志願者本人が経費を支弁する場合には上記のうち ２、３、４ の書類を提出してください。

・各証明書は出願前３カ月以内に発行されたものに限ります。

出願に必要な書類（身元保証人に関するもの）

１　身元保証書（当センター校長宛）

・身元保証人が直筆で記載し、捺印あるいは署名をしてください。
＊志願者本人が経費を支弁する場合でも身元保証人は必要です。

２　その他の書類

・基本となる書類は上記のみですが、これ以外の書類の提出をお願いする場合があります。

身元保証人の資格とその役割は以下のとおりです。

身元保証人の資格

・原則として本国のご両親に依頼してください。
・日本国内の親戚等に依頼する場合、京都またはその近郊に居住し、定職を有し、十分な経済保証能力のある方に、外国人であればその他に日本語が堪能な方に依頼してください。

身元保証人の役割

・学生に日本国法令及び当センター諸規則を遵守させ、入国目的以外の活動をしないよう監督、指導すること。
・学生に対して学業に専念するよう指導し、在学中の経費、住居、生活上の問題に関する責任を負うこと。

学生生活について

⑴ 出　席

インテンシブコースは毎日授業に出席しなければなりません。病気などでやむをえず欠席する場合は必ず当センターに連絡してください。なお、欠席が総授業時間数の 10%を越えると在留期間が短縮されたり、在留期間の更新が許可されない場合があります。

⑵ 進　級

入学時のクラスはプレースメントテストと面接により決定されます。その後、各学期の進級については定期テスト、学習状況、出席状況により総合的に判定します。学習状況、出席状況、学業成績が著しく芳しくない場合、また、当センターの諸規則や法務省入国管理局規則を遵守できないと判断された場合は進級もしくは継続学習が認められないことがあります。

⑶ 在留カード

日本に中長期間在留する外国人（「留学」「人文知識・国際業務」「日本人の配偶者等」「定住者」「特定活動」などの在留資格）の方に、（空）港での入国（上陸）審査時に「在留カード」が交付されます。在留カードが交付された方は、居住地を決めてから１４日以内に、所定用紙（「住民異動届」）、パスポート、在留カードを持参して、居住地を管轄する市役所や区役所等の担当課窓口で居住地を届け出ることが必要です。なお、この在留カードは、日本滞在中、常に携帯することが義務づけられています。

⑷ 在留期間の更新

「留学」の在留期間は、６カ月、１年あるいは１年３カ月毎に、「在留期間更新許可申請書」「在学証明書」「成績および出席状況証明書」「アルバイト雇用（在職）証明書」を入国管理局に提出し、更新をします。また、更新申請の際には、以下にあるいずれかの「過去の経費支弁状況を立証する書類」をもって、出願時に提出した「経費支弁書」の記載内容通りに留学経費を支弁してきたことを入国管理局に証明することが必要です。

《本国（海外）に居住する経費支弁者からの送金により経費を支弁している場合》
- 経費支弁者からの送金事実がわかる（学生）本人名義の預金通帳と経費支弁者からの送金の証明書（「外国送金計算書」等）

《日本に居住する経費支弁者から経費支弁を受けている場合》
- 経費支弁者からの振込み事実がわかる（学生）本人名義の預金通帳

《（学生）本人が経費を支弁している場合》
- 奨学金の給付に関する証明書あるいは（学生）本人名義の預金通帳

⑸ アルバイト（「資格外活動」）

「留学」は本来アルバイトをすることが認められていない在留資格です。従って、留学生がアルバイトを希望する場合は、事前に入国管理局から「資格外活動」の許可を受けることが必要です。許可を受けた場合は、許可された内容について週 28 時間以内のアルバイトが可能ですが、外国人留学生がアルバイトを探すことは難しく、また、アルバイトが認められている職種も限られています。例えば、勤務時間が深夜におよぶものや遊技場等でのアルバイトは認められていません。

⑹ 進　学

当センターでは日本の大学、大学院等への進学を希望する方に対して定期的に進学説明会を実施するとともに、約１年間をかけて個別に進学指導を行っています。

＊日本の大学等の高等教育機関へ入学するには正規の学校教育における 12 年の課程を修了していることが必要です。国によっては、日本の高等学校に相当する学校の課程を 11 年で修了する場合がありますが、この場合には日本の高等教育機関への入学資格はありません。

日本の大学（学部）に進学する方のための「日本留学試験」は〝日本語力〟と〝基礎学力〟を測る試験で、教科は「日本語」「理科」「総合科目」「数学」の４つです。また、「日本語」には〝記述〟、〝読解〟、〝聴解〟、〝聴読解〟の４つの科目があります。日本留学試験は毎年２回、６月と１１月に実施されます。

現在、日本の大学の殆どは、学部入学試験において、この「日本留学試験」の「日本語」を受験することを志願者に求めています。また、国立や公立大学の学部入学試験を受験する場合は「日本語」だけではなく、「数学」「総合科目」「理科」についても、受験する大学の指定に基づいて選択し、受験することが必要となります。当センターでは、日本留学試験のための説明会、受験指導及び模擬試験を実施するとともに、適切な進学指導を行っています。

（過去５年間のおもな進学先）
京都薬科大学大学院　立命館大学大学院　近畿大学大学院　京都造形芸術大学大学院　同志社大学大学院　京都精華大学大学院

滋賀大学　大阪大学　滋賀県立大学　京都精華大学　同志社大学　立命館大学　平安女学院大学　京都産業大学　東北工業大学　大阪工業大学　武蔵野美術大学　フェリス女学院大学
池坊短期大学
京都芸術デザイン専門学校　辻製菓専門学校　ヒコ・みづのジュエリーカレッジ

⑺ 宿　舎

当センターには学生寮が１カ所、契約アパートが２カ所、提携する学生会館が１カ所あります。京都市内での留学生の１カ月の生活費は、家賃、光熱費、食費、電話・通信費などを含めて１１万円程度必要ですので、来日の際には生活費を十分考慮にいれて経済的な準備をしてください。なお、修了後、学生寮や契約アパートに滞在することはできません。
＊自身でアパートを借りる場合、日本には「敷金」「礼金」という制度があり、家賃とは別に、入居時に家賃の数ヶ月分に相当する金額を納めます。

⑻ 健康管理

当センターでは入学後、留学生全員に健康診断を実施しています。また、「国民健康保険」への加入を指導しています。外国人の方であっても、１年以上日本に滞在する予定の方は国民健康保険に加入しなければなりません。なお、日本の医療費は高額ですので、日本滞在予定期間が１年未満の方であっても保険は必要です。その場合には、日本国内でも有効な母国の医療保険に加入の上、来日してください。

「日本語学校学生災害補償制度」は日本語教育機関で学ぶ学生のための保険です。疾病やけがなどにより国民健康保険で医師の治療を受けた場合の自己負担分３０％について、契約する保険金額を限度に補償します。また、法律上の損害賠償責任（自動車・バイク等の運転に起因するものは対象外）は３０００万円を限度に補償されます。さらに大病などで入院した場合にはその治療費と本国から親族が来るための渡航費用等（「治療・救援者費用」）が最高３００万円まで補償されます。